

# 内子地区活性化計画

愛媛県内子町

(平成20年 2月)

平成23年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

## 計画の名称 内子地区活性化計画

都道府県名	愛媛県	市町村名	内子町	地区名(※1)	内子地区(内子町全域)	計画期間(※2)	(平成20～22年度) 平成20～24年度
-------	-----	------	-----	---------	-------------	----------	--------------------------

### 目 標 : (※3)

都市との地域間交流を促進することで、内子産農林産物のブランド化と販売増加、未利用資源の活用等につながり、地区の農林業振興と活性化が進むものと期待される。そのため地域資源活用総合交流促進施設・地域資源循環活用施設を整備して都市住民との交流による地域活性化を図る。

平成24年度を目標年度として①～②の目標を達成する。①交流人口を計画期間前5年間累計の510万人から計画期間の累計721万人(増加率41.44%)に増加させる。②地域産物の販売額を計画期間前5年間の累計3,046,350千円から計画期間の累計3,863,500千円(増加率26.82%)に増加させる。

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

内子町は、旧内子町・五十崎町・小田町の小田川流域の3町が平成17年1月1日に合併して誕生した。町の位置は愛媛県のほぼ中央部にあり県都松山市から南西に40kmの地点にあたる。人口は19,971人(平成19年4月1日現在)であり、当地区は山林が約8割を占める典型的な中山間地の農村であり、旧小田町には42km<sup>2</sup>の国有林があり県内有数の林業産地となっている。地区内を肱川支流のである小田川が流れ、その小田川に大小10河川が合流しており流域毎に独自の生活文化を形成するとともに、地区の農林業を中心とする産業や暮らしを支えてきた。農家戸数2,321戸、農地面積は1,603ha、平均耕作面積69aと零細な経営規模の農家が多い。経営耕地は標高100m～500mの山腹や高台に、帯状・棚状に点在している傾斜畑で、葉たばこ・落葉果樹を中心とした農業が営まれている。

#### 現状と課題

地区農業は、基幹作物の葉タバコが価格の低迷、健康志向、担い手の高齢化などにより廃作者が著しく増加している。同様に特産品である落葉果樹においても、他産地の動向、市況等の影響を受け、これまでどおりの流通や販売方法だけでは対応できない状況に置かれている。そこで、内子町では地区内に都市と農村との交流拠点を整備したが、点としては集客があるものの連携が不十分なため面的な広がりになっておらず、交流人口は年間129万人を超えているが、新たな対策がなければ頭打ちの状態になるものと予想される。本事業で新たに交流拠点を設置し地区内にある交流拠点間の連携システムの構築により特定の施設に集中している都市住民が、順次に施設を利用することで交流人口150万人(増加率20.66%)を達成する。また、あわせて地元農産物の付加価値化、販売額の増加、雇用の確保を図る。なお、当地区の78%を森林が占めているが木材価格の低迷等により間伐等の施行が滞り、森林の荒廃が進んでいる。林業経営の改善には、地元産木材の利用を促進するとともに未利用のバイオマス資源を循環利用する総合的利活用システムの構築を推進する必要がある。

また、少子化、過疎化の著しい農村部では学校の統廃合が進んでおり、廃校となった学校施設の有効活用が求められている。学校は地域の中心的な施設であり、建物の規模や、グラウンド等の付属施設は、新たな利用活用を検討し再生(蘇生)することが必要であり可能である。

#### 今後の展開方向等(※4)

農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み地域の活力が低下するなか都市との地域間交流を促進することで、内子産農林産物のブランド化と販売増加、未利用資源の活用等につながり、地区の農林業振興と活性化が進むものと期待される。本事業により地域資源活用総合交流促進施設を整備することにより交流人口を20.66%増の150万人を目標にする。展開方向としては、交流内容の充実と交流拠点間の連携を強化により回流型の交流を行い、滞在時間の長時間化、日帰り観光から滞在型観光への転換を目指す。そのことにより地域農林産物のブランド化、農林業者所得の増大、地域農林業の振興、農山村の活性化に繋げていきたい。また、当地区は環境保全型農業を積極的に推進しており、あわせて「バイオマスタウン構想」を掲げバイオマスの利活用を進めている。本事業により地域資源循環活用施設を整備することにより木質バイオマスの需要から間伐による山林保全や水量の確保等の森林環境の健全化に繋がるものと期待されるため先導して取り組みたい。

学校施設の再生は、中心施設を失った地域の再生へもつながりのものであり、新たな交流を核とした地域振興に推進したいと考える。農林業の再生、豊かな田舎暮らし復活、新しい観光資源の発掘、他地域との交流促進など地域の元気アップにつながるものである。さらに内子町が推進しているグリーンツーリズムや子どもプロジェクトへも参画し、新たな交流活動を促進進めていきたいと考えている。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
内子町	内子地区(内子町全域)	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	内子町	有	ハ	
内子町	内子地区(内子町全域)	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	内子町	有	ハ	
内子町	内子地区(内子町全域)	地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設)	内子町	有	ニ	
内子町	内子地区(内子町全域)	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	内子町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
内子町	内子地区(内子町全域)	農山漁村活性化施設整備附帯事業	内子町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

<p>本事業で整備する地域資源活用総合交流促進施設を拠点にした観光施設間の連携関係の強化による交流人の拡大を計画しているが、県の観光部局との連携による広域的な広報活動を展開する。また、平成17年に県が開催した「町並博」は、内子町、大洲市、西予市で開催されたが、「町並博」後から観光客招致の活動を行っているため、今後も一層の連携強化を図る。</p>
---



### 3 活性化計画の区域

内子地区(愛媛県内子町)	区域面積	29,721ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積は29,721ha(用途指定区域を除く)うち農林地面積は25,341haで85%を占めている。 就業人口の総数10,329人のうち農林漁業従事者は、2,223人(21.5%)である。		
②法第3条第2号関係： 農家人口は、平成12年の6,188人から平成17年には5,622人と9.1%減少した。60歳以上の農林漁業者は、平成12年に41.4%であったが平成17年に43.4%と高齢化傾向にある。農家人口の減少や農林漁業者の高齢化を抑止するための活性化方策には交流を進めることが不可欠な区域		
③法第3条第3号関係： 計画区域は、用途指定区域を除いており、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		





## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了年度の翌年度には、目標に掲げた都市住民との交流人口を計画期間の5年間の累計として721万人に増加させることの達成状況について検証を行う。また、あわせて地域産物の販売額の増加を関係機関の決算状況により検証するとともに、バイオマスエネルギー利用施設を自然環境の保全・再生に向けた先導的事例として評価できるよう努めるものとする。なお、具体的には、交流拠点ごとの事業報告書、決算報告書等実績数値を積み上げて検証を行う。